



# しぶや青色

平成23年 新春号 第489号 社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aairo.jp>



## 新年の「あいさつ」

(社) 渋谷青色申告会 川口 信吾

明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素より、青色申告会活動にご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は青色申告制度施行・青色申告会結成60周年の節目の年でありました。

この青色申告会創設の思いを新たに、今後とも会員の皆さまはもとより、地域社会や行政当局のご期待に応え、更なる発展のための新たな第一歩を踏み出したところであります。



## 新年の「あいさつ」

渋谷税務署長 小島 安雄

社団法人渋谷青色申告会会員の皆様方に謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

本年は卯年です。少しこの干支の縁起話をさせていただきますと、素早い動きとジャンプ力が特技のうさぎは、ことわざに「うさぎの上坂」とあるように、良い方向に進む躍動感ある生き物です。うさぎは家族で行動するためか、家族愛を象徴する干支となっております。卯は方角を示す時には東を示し、卯の文字には「茂」(ぼう)しげる)もしくは「冒」(ぼう)おおう)の意味があつて、旧暦の2月の頃、春めき草木が地面に茂りだす状態をあらわしています。

さて、昨年は、貴会におかれましては、「渋谷くみんの広場」での税金クイズによる納税意識の高揚や、各種研修会、税務講習会などを通じた税知識の普及に努めていただきました。

また、平成20年12月より施行された新公益法人制度への対応につきましては、平成25年11月30日までに公益社団法人もしくは一般社団法人への移行申請をしなくてはなりません。当会でも委員会を立ち上げ検討を始めています。これから移行申請に向けて、より具体的な検討と作業に移ることとなりますので、ご協力をお願いいたします。

私事になりますが、昨年は名誉ある旭日小綬章を受章いたしました。これはひとえに役員の皆様方、会員の方々のお力添えの賜物と深く感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

間もなく平成22年分の確定申告を迎えます。会報で周知しておりますe-tax(国税電子申告・納税システム)をご利用の際は「住基カード」が必要になります。会員の皆様には、「住基カード」を利用した本人送信によるe-taxの利用拡大に向けて、ご協力を願っています。

最後になりましたが、会員の皆様のご事業のご繁栄とご健勝をお祈り申し上げます。新年のごあいさつとさせていただきます。

また、税務行政の最重要課題である電子申告(e-tax)につきまして、「世界をリードする国際都市渋谷からe-taxの活用を」を合言葉に、会員の皆様には、「ご自身の利用はもちろん各支部単位での利用促進を図るための研修会をはじめ、会報による広報など各種施策に積極的に取り組んでいただいております。

さらに、本年の確定申告期には、更なるe-tax普及拡大に向けた取り組みを行っていただけるとお聞きしております。

お陰様でe-taxの利用割合は着実に増えており、改めて感謝を申し上げます。

私どもといたしましては、本年も納税者利便の向上と事務処理の効率化を図るため、渋谷地区に密着したe-taxの更なる利用促進に積極的に取り組んでいく所存でございます。

引き続き、貴会会員の皆様方には、税務行政の円滑な運営になお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、本年が社団法人渋谷青色申告会と会員の皆様方にとりまして、卯年の由来のごとく、家内安全、飛躍の年となりますよう、心より祈念いたしました。新年のあいさつとさせていただきます。



## 新年の「あいさつ」

東京都渋谷都税事務所長 山中 史朗

新年あけましておめでとございます。

平成23年の年頭にあたりまして、社団法人渋谷青色申告会の皆様に、謹んで新年のお祝いを申し上げます。旧年中は、川口会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、広報活動をはじめ、東京都の税務行政に深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、従来より適正申告の推進、決算・記帳等の指導、各種講習会等の開催や地域社会事業に取り組むなど幅広い事業を展開されてきました。このような貴会の積極的、多面的な活動に改めて敬意を表するところでございます。



## 新年の「あいさつ」

渋谷区長 桑原 敏 武

新年明けましておめでとございます。

社団法人渋谷青色申告会の皆様におかれましては、「ご健勝に新春をお迎えになられたことと心よりお慶び申し上げます。また、旧年中は、川口会長をはじめ、役員の皆様、会員の皆様に、渋谷区政各般にわたり、「ご理解・ご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。」

さて、昨年は、世界同時不況に端を発する景気低迷からの脱却の兆しが見えた矢先、西欧諸国の財政危機が世界の金融市場を揺さぶり、我国の景気は、円高・株安が常態化するなど、閉塞感漂う一年でした。

さて、電子申告につきましては、国税はe-Tax、地方税はeLTAXがございます。本年もeLTAXとeTaxの利用促進の取り組みを皆様方と力を併せ、積極的に進め利便性の向上を図ってまいります。また、CO<sub>2</sub>排出削減に取り組む中小企業向けの省エネ促進税制、都民が安心して暮らせる街づくりを促進するための耐震化減免等、様々な取り組みを行ってまいります。会員の皆様のご理解、「ご協力をお願い申し上げます。」

渋谷都税事務所は、本年も都税収入の確保と公正・公平・効率的な税務行政の推進に取り組み、納税者サービスの向上と都民の皆様への信頼の確保に努力してまいります。

渋谷青色申告会の皆様には、東京都の税務行政に対しまして、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

この新しい年が渋谷青色申告会と会員の皆様にとりまして、更なるご発展とご繁栄の年となりますよう心から祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

そうした中で、各種スポーツの世界大会における日本選手の活躍や2人の科学者のノーベル賞受賞などは、努力すること、学ぶこと、そして続けることの大切さを教えてくれた素晴らしい出来事であり、みんなに元気を与えてくれました。夢や希望を抱き、目標に向け、たゆまぬ努力を続けながら生きていく、そうした姿勢が重要ではないかと改めて感じました。

私が渋谷区長に就任して以来、一貫して持ち続けている思い、それは、「区民が夢と希望を持てるまち」を実現することです。昨年は、この思いの具体化に向け、数力年にわたり精力的に推進してきたまちづくりが実をむすび始めた時でもあり、新中央図書館や新橋区民施設、文化総合センター大和田など様々な施設が開設を迎えました。今後とも、この目標に向かって区政運営に努め、子育て支援や高齢者福祉の充実、地域コミュニティの活性化等の様々な課題に取り組んでまいります。

渋谷青色申告会の皆様方には、渋谷区政に対し引き続き熱いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

貴会の益々のご発展と会員の皆様の一層のご活躍、「ご多幸を心からお祈り申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。」

# 決算・確定申告、必要書類等事前準備チェックリスト！！

確認欄

1	昨年(平成21年)・一昨年(20年)の決算書、所得税・消費税確定申告書の控	<input type="checkbox"/>
2	税務署・青色申告会 から送られた書類等	<input type="checkbox"/>
	平成21年分決算書用紙(昨年11月末送付)	<input type="checkbox"/>
	平成21年分の所得税確定申告書用紙(1月下旬送付) 平成21年消費税課税事業者の方は平成20年分の消費税税確定申告書用紙(1月下旬)	<input type="checkbox"/>
3	平成22年分の帳簿・集計表等、複式簿記の方は試算表等 (売上・経費のわかるもの。固定資産税、光熱費等家事按分の必要な方はそれぞれの合計・事業割合) 専従者給与・給与を支給している方は平成22年分一人別徴収簿 【消費税について】 届出書の提出等確認は出来ていますか。 記帳方法は税込経理・税抜き経理どちらですか。 消費税簡易課税の方は、売上の事業区分(第1種から第5種)は出来ていますか。 (事業区分は取引ごとに判断します。例えば他のものから購入した商品を性質・形状を変えないで業者へ販売した場合は第1種・消費者への販売は第2種となります) 消費税本則課税の方は、税区分(課税・不課税・非課税・免税)の上、課税取引金額計算表の記入は出来ていますか。 【会計ソフト利用者について】 会計ソフト利用の方はデータをフロッピー、クリップドライブ等にバックアップのうえ、お持ち下さい。 (マックの方は機器の用意がありませんので、プリントアウトして又はノートパソコンをそのままご持参下さい) なお、22年分確定申告に関しまして会計ソフトでの初期設定等記帳指導期間は既に終了しております。 また、23年分の会計ソフトでの初期設定等指導は4月以降となりますのでご了承下さい。	<input type="checkbox"/>
4	公的年金受給者は平成22年分源泉徴収票(天引き介護保険料等が明記されています)	<input type="checkbox"/>
5	生命保険契約に基づいて支払われる年金がある方は、保険会社・郵便局等が発行する支払い年金額等のお知らせ等が必要で(支払金額・必要経費・源泉徴収税額等が記載)	<input type="checkbox"/>
6	給与収入のある方は平成22年分給与所得の源泉徴収票	<input type="checkbox"/>
7	保険料又は掛金を自分で負担した生命保険契約・生命共済に基づく一時金又は退職金共済契約若しくは退職年金契約に基づき支払われる一時金で退職所得とみなされないものは一時所得として課税。 保険会社・関係機関が発行する計算書が必要(支払金額・既払込保険料(掛金)が記載)	<input type="checkbox"/>
8	医療費控除を受ける方は、本人、生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費の領収書及び高額医療費の戻り・生保等給付補てん額の明細書	<input type="checkbox"/>
9	国民健康保険支払の方は平成22年中に支払った合計額	<input type="checkbox"/>
10	国民年金・国民年金基金等の控除証明書 (国民年金の控除証明書が平成17年から添付を義務づけられました。昨年11月頃、社会保険庁より送付されています。給与源泉徴収票に記載されている場合は添付不要)	<input type="checkbox"/>
11	介護保険支払の方は平成22年中に支払った合計額(給与源泉徴収票に記載されている場合は添付不要)	<input type="checkbox"/>
12	小規模企業共済加入者は小規模企業共済等掛金控除証明書	<input type="checkbox"/>
13	生命保険(一般用・個人年金用)給与源泉徴収票に記載されている場合は添付不要	<input type="checkbox"/>
14	地震保険料の控除証明書給与源泉徴収票に記載されている場合は添付不要	<input type="checkbox"/>
15	寄付金控除の適用下限額が2,000円。特定寄付金の額の合計額をチェック	<input type="checkbox"/>
16	住宅取得控除を受ける方は住宅借入金等特別控除申告書と住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書の添付が必要となります。 22年中に住宅取得された方は一定の要件の確認と各種添付書類の準備が必要です。事前に税務署・青申会事務局へお尋ね下さい	<input type="checkbox"/>
17	配偶者控除・扶養控除対象者のお名前・生年月日・平成22年中の収入等資料 障害者の方は身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等の等級の確認 納税者自身が勤労学生の場合、対象となる専修学校等の範囲が拡大されています。	<input type="checkbox"/>
18	ご印鑑	<input type="checkbox"/>
19	"e-Tax"での申告希望者は、事前の利用開始手続きが必要となります。早急に事務局職員にお尋ね下さい。 住基カード・電子証明書の取得及び開始届出書の提出、税務署から送付された"e-Taxソフト"のインストール、利用者識別番号及び税務署から通知された暗証番号を納税者自身のオリジナルの暗証番号へ変更送信、電子証明書の登録、納税用確認番号の登録等が必要となります。	<input type="checkbox"/>

※土・日来所の方は国民健康保険料等年間支払金額の確認は区役所が休みの為出来ません。  
不明の方は必ず事前に係へ問い合わせるなど準備のうえお越し下さい。

## 平成22年分の決算・確定申告指導のご予約受付中！

★ご予約は事務局へお早めにお電話（3463-7043）

ホームページからもお申込みが出来ます。

★平成22年分所得税の確定申告の申告及び納税期限は3月15日（火）

振替納税の方の口座振替日は4月22日（金）手続き簡単お勧めします

★平成22年分個人事業者の消費税の確定申告の申告及び納税期限は3月31日（木）

振替納税の方の口座振替日は4月27日（水）手続き簡単お勧めします

- .....
1. ご予約の際に、記帳方法（手書き・会計ソフト）、消費税申告の有無（本則・簡易）をお知らせ下さい。
  2. 消費税の受付は2月中までになります。3月に入りますと所得税決算申告が優先されます。  
消費税の申告に関しましては3月17日（木）以降になります。

## ご存知ですか？ “e-Tax”

.....

当会では電子政府実現へ向けて“e-Tax”の周知と利用促進を推進しております。  
開始届出の手続きをされた方には、ただいま初期導入費用を会が助成いたしております。  
ぜひこの機会にあなたも…詳しいことは、事務局職員までおたずね下さい。

## 事務局より会費納入のお願い

★半年以上会費が未納の方は決算・申告の予約日前に納付をお願いいたします

（会費を半年以上未納の方につきましては決算・申告のお手伝いが出来ない場合がありますのでご注意ください）

★当会では3月が会計年度末となっております

平成22年度分（平成22年4月～平成23年3月）の会費納入につきましては、お早めにお支払いいただきますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

## 平成23年版 青色申告会員必携に誤りがありました

有形減価償却資産の耐用年数表（抜粋） 97頁

建物付属設備		【誤】	【正】
前掲のもの以外の もの及び前掲の区 分によらないもの	主として金属製のもの	15	18
	その他のもの	8	10

★ お申込み、お問合せは事務局まで TEL : 03(3463)7043 URL : <http://www.428aoiro.jp/>